

2024 年 8 月吉日

会員各位

荒井商事株式会社

アライオークショングループ

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 盛夏の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素よりアライオークションに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、この度アライオークションは、オークション規約の記載内容を一部改定いたします。今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日 2024 年 9 月 1 日（日）

内 容 【規約改定】

1. AI-NET 落札代行サービス規約

- 第 3 条 （規約の熟知・遵守義務）内容改定
- 第 13 条 （落札車両の所有権移転登録） 3 項 内容改定
- 第 13 条 （落札車両の所有権移転登録） 5 項 内容改定

【第3条（規約の熟知・遵守義務）】

《現在》

会員は、当社に落札代行の申し込みをするにあたっては、本規約、アライオークション規約、A I - N E T規約及び 提携会場の規約を熟知し、これらを遵守するものとします。尚、これらの規約の内容は適宜改定されることがありますが、会員は常に最新の内容を把握してこれに従う意思 で落札代行の申し込みをしたものとみなします。



《改定後》

会員は、当社に落札代行の申し込みをするにあたっては、本規約、アライオークション規約、A I - N E T規約及び 提携会場の規約、法令を熟知し、これらを遵守するものとします。尚、これらの規約等の内容は適宜改定されることがありますが、会員は常に最新の内容を把握してこれに従う意思で落札代行の申し込みをしたものとみなします。

【第13条（落札車両の所有権移転登録）】

《現在》

3. 会員は、落札車両が落札されたオークションまたは入札会の開催日から 30 日以内（ORIX 入札会の落札車両は15日以内）に、移転登録等の手続きを完了するとともに、車検証等、手続きが完了したことを示す書類を当社に提出するものとします。

但し、出品票又は譲渡書類に有効期限（名変期限）の記載があるもの、早期名義変更依頼のものは、当社と提携会場の規定に準じなければならないものとします。



《改定後》

3. 会員は、登録書類を受領した後、法令等の定めるところに従い名義変更手続きを完了し、車検証等、手続きが完了したことを示す書類を当社に提出するものとします。軽自動車については、税止めの処理まで行うこととします。但し、出品票または譲渡書類に有効期限の記載があるものは当社と提携会場の規定に準じなければならないものとします。

《現在》

5. 会員が第 3 項の名義変更期限（当社への書類提出期限を含みます。）を遅延した場合、遅延ペナルティを支払うものとします。

- (1) 名義変更期限（出品票記載又は譲渡書類に定められている期限、早期名変期限のうち、最も早い期限）を過ぎた場合ペナルティ 20,000 円。
- (2) 上記期限日を 1 日過ぎるごとにペナルティ 2,000 円の加算。
- (3) 上記ペナルティに加え、自動車税に関わる預り金について、返金を受ける権利を失う場合があります。



《改定後》

5. 当社へ落札車両が落札されたオークションまたは入札会の開催日の翌月 25 日までに（但し、出品時に書類有効期限が記載されていた場合はその期限日の 5 日前までに）移転済通知がない場合、移転完了通知遅延ペナルティを会員に請求するものとします。

- (1) 通知期限を過ぎた場合のペナルティ 20,000 円
- (2) 上記期限以降、7 日毎にペナルティ 10,000 円
- (3) 軽自動車の税止めを怠り、翌年度以降も自動車税が旧所有者に発生した場合のペナルティ 10,000 円
- (4) 上記ペナルティに加え、自動車税に関わる預り金について、返金を受ける権利を失う場合があります。
- (5) 移転通知期限後、車検証等の写しを提出できない場合または提出された写しの登録番号、車台番号等が不鮮明なものは、当社において、登録事項等証明書を取り寄せるものとし、会員に手数料 3,000 円を請求します。

<関連法令>

道路運送車両法：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC0000000185>

道路交通法：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=335AC0000000105>